

議案第 2 2 号

羽生市教育振興基金条例の一部を改正する条例

羽生市教育振興基金条例（昭和 5 3 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 青少年（児童を含む。以下同じ。）の健全な発育と素質の向上を<u>図り</u>、広く教育の振興に資する目的をもって、羽生市教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(管理)</p> <p>第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も<u>確実かつ有利な方法</u>により保管しなければならない。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>次に掲げる経費</u>に充て、又は基金に編入するものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p><u>(処分)</u></p> <p>第 6 条 <u>市長は、第 4 条に規定する</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 青少年（児童を含む。以下同じ。）の健全な発育と素質の向上を<u>はかる等</u>、広く教育の振興に資する目的をもって、羽生市教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(管理)</p> <p>第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も<u>確実、かつ、有利な方法</u>により保管しなければならない。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>次の各号に定める経費</u>に充て、又は基金に編入するものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第 5 条 (略)</p>

それぞれの経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 (略)

(委任)

第6条 (略)

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明